

幡多土木事務所管内
豪雨に強い地域づくり推進会議

地域の取組方針

令和4年4月

幡多土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、鬼怒川において越水や堤防の決壊が発生し、多数の家屋浸水や孤立救助者が発生した。これを踏まえ、国は、施設では守り切れない大洪水が必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を策定し、国管理河川において、関係機関が一体となってハード・ソフトの両面から減災対策に取り組むこととなった。本県においても一級河川の国管理区間を対象とした「物部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「仁淀川大規模氾濫に関する減災対策協議会」、「四万十川大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されている。

その後、平成 28 年 8 月に相次いで発生した台風による豪雨では、北海道や東北地方において、道県等が管理する中小河川においても甚大な被害が発生した。

本県ではこうした近年の災害や今後の気候変動に対応するため、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする「豪雨に強い地域づくり推進会議（以下「推進会議」という）」を、県下 6 つの土木事務所管内単位で設置し、取組を強化することとした。

この「地域の取組方針」は、県が管理する一級・二級河川流域を対象として、推進会議の構成員が連携して減災のための取組を推進するために、現状や課題を整理し、減災のための目標を共有したうえで、実施する減災対策をとりまとめていくものである。

2 推進会議の規約と構成員

本推進会議の規約及び構成員とそれぞれの構成員が属する機関（以下「構成機関」という。）を別紙 1 に示す。

3 減災のための目標

豪雨に強い地域づくりを進めるにあたっての減災のための目標は以下のとおりとした。

豪雨が発生したときでも、人命の確保を最大限図る

4 地域の概要

1) 管内の地域の特色

(幡多土木事務所)

幡多土木事務所の管轄区域は、四万十市、黒潮町の1市1町、その面積は約821平方キロメートルで県土の約12パーセントを占め、人口は約44,000人である。

管内における管理河川は一級河川1水系102河川、二級河川11水系23河川（延長約414km）、砂防指定溪流は168箇所（延長約265km）、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は168箇所（面積約401ha）、土砂災害警戒区域2,527箇所、土砂災害特別警戒区域2,250箇所である。

(宿毛事務所)

宿毛事務所の管轄区域は、宿毛市、大月町、三原町の1市1町1村、その面積は約475平方キロメートルで県土の約7パーセントを占め、人口は約25,000人である。

管内における管理河川は一級河川1水系10河川、二級河川12水系38河川（延長約215km）、砂防指定溪流は165箇所（延長約277km）、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は90箇所（面積約213ha）、土砂災害警戒区域1,122箇所、土砂災害特別警戒区域910箇所である。

一級河川中筋川に中筋川ダム、横瀬川に横瀬川ダム、二級河川松田川に坂本ダムと河戸堰があり、出水時の洪水調整などを行っている。

(土佐清水事務所)

土佐清水事務所は、県西南端に位置する土佐清水市1市を管轄区域としており、その面積は約266平方キロメートルで県土の約4パーセントを占め、人口は約13,000人である。

管内における管理河川は二級河川13水系20河川（延長約114km）、砂防指定溪流は90箇所（延長約146km）、急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所は68箇所（面積約122ha）、土砂災害警戒区域484箇所、土砂災害特別警戒区域454箇所である。

二級河川以布利川に以布利川ダムがあり、出水時の洪水調整などを行っている。

2) 過去の主な豪雨災害記録

○ 昭和45年8月 台風第10号（土佐湾台風）

昭和45年8月に発生した台風第10号により引き起こされた異常な高潮などによって高知市浦戸湾沿岸を中心に、県全域で死者・行方不明者13名、全半壊家屋4,479棟、床上・床下浸水家屋40,293棟の被害が発生した。大方町、中村市、土佐清水市、大月町が災害救助法の適用を受けた。

○ 昭和 50 年 8 月 台風第 5 号

昭和 50 年 8 月に発生した台風第 5 号は宿毛市付近に上陸し、県中央部を中心に時間雨量 100 ミリを超える豪雨となった。県全域で死者・行方不明者 77 名、全半壊家屋 2,160 棟、床上・床下浸水家屋 32,298 棟の被害が発生した。松田川流域でも床上浸水家屋 307 棟の被害があり、中村市、三原村、宿毛市、土佐清水市が災害救助法の適用を受けた。

○ 平成 13 年 9 月 秋雨前線（高知県西南豪雨）

停滞していた秋雨前線に熱帯低気圧からの暖かく湿った空気が供給され、平成 13 年 9 月 5 日夜遅くから、土佐清水市付近を中心とする県西部で豪雨となり、大月町弘見で時間雨量 110 ミリを記録するなど、猛烈な豪雨となった。特に宿毛市の福良川、土佐清水市の宗呂川、益野川、大月町の小才角川、才角川、周防形川が氾濫するなど、全壊家屋 25 棟、床上浸水家屋 264 棟の被害を記録したが、地域の避難活動により犠牲者は出なかった。

○ 平成 26 年 6 月 梅雨前線豪雨

平成 26 年 6 月の豪雨で中筋川が増水し、中筋川支川の相ノ沢川流域の溢水と内水氾濫によって、床上浸水家屋 71 棟の被害が発生した。

○ 平成 28 年 9 月 台風第 16 号

台風第 16 号は強い勢力を維持したまま四国に接近し、県西部を中心に被害を及ぼした。中筋川や後川が増水による内水氾濫や、支川での溢水により、床上浸水家屋は宿毛市で 27 棟、四万十市で 130 棟に及んだ。

○ 平成 30 年 7 月 前線及び台風第 7 号による大雨（平成 30 年 7 月豪雨）

前線の停滞や台風第 7 号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。平成 30 年 7 月 8 日明け方から宿毛市宿毛で 3 時間雨量が 263 ミリを記録し、大雨特別警報が発表されるなど猛烈な豪雨となった。特に宿毛市や大月町で河川の氾濫や増水による内水氾濫、支川での溢水が発生したほか、土砂崩壊も多数発生した。これにより宿毛市、土佐清水市、三原村及び大月町が災害救助法の適用を受けた。

5 各構成機関の役割

各構成機関の平常時及び非常時（豪雨時）の減災のための役割は以下のとおりである。

1) 平常時の対応

構成機関	役割
<p>県</p>	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村と調整し、住民の避難のために注意の必要な河川（水防上重要な河川）についてその現状を整理する。 ・市町村と調整し、住民の避難行動に有効な箇所への水位観測局、河川監視カメラ等の観測施設の整備を行う。 ・重大な被害が予想される河川について水位周知河川等への指定を行い、洪水浸水想定区域を指定する。 ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 ・市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 ・市町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、施設管理者等が行う避難確保計画の作成と避難訓練の実施について支援する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 ・地域住民の生命を守るため、必要な河川改修や河川の維持管理を実施する。 ・所管する水門、排水機場、堰等の河川関連施設について適切な維持管理を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。
<p>市町村</p>	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域等を踏まえた、住民の円滑かつ迅速な避難のために必要な事項を記載したハザードマップを作成し、周知する。 ・洪水時に円滑かつ迅速な避難が必要と認める河川（洪水予報河川、水位周知河川を除く）について、過去の浸水状況等、水害の危険性について、住民への避難情報として提供する。 ・洪水浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設（防災上の配慮を要する者が利用する施設）について、市町村地域防災計画に位置づけ、施設管理者等が行う避難確保計画の作成を支援するとともに、避難訓練の実施について周知・啓発する。 ・関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習

構成機関	役割
市町村	<p>会や避難訓練等を実施する。</p> <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 所管する水門、排水機場、堰等の河川へ設置した工作物について適切な維持管理を行う。
整備局	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する住民の避難に資する活動に対し、技術的な支援を行う。 関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 <p>(ハード対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各機関が実施する内水、外水対策が効率的に行われるよう必要な調整を図る。 所管する水門、排水機場、堰等の治水関連施設について適切な維持管理、を行う。また許可工作物への適切な指導等を行う。
気象台	<p>(ソフト対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関と必要に応じて連携し、地域住民等に対して災害に関する学習会や避難訓練等を実施する。 気象予測精度の向上を図る。

2) 非常時（豪雨時）の対応

構成機関	役割
県	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難に必要な管理河川の水位情報、堤防等の異常、氾濫に関する情報を市町村に伝達し、必要に応じて助言を行う。 市町村長による避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を気象台と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。 水門や排水機場等について、操作規則等に基づいた操作を行う。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等を発令し、住民に適切な避難行動を促す。 水門や排水機場等について、操作規則等に基づいた操作を行う。
整備局	<ul style="list-style-type: none"> 激甚な災害が発生し緊急を要する場合、侵入した水の排除活動や高度の機械力又は高度の専門的知識を要する水防活動等、市町村の水防活動の支援を行う。
気象台	<ul style="list-style-type: none"> 各機関に防災気象情報を提供し、必要に応じて助言を行う。 市町村長による避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するた

気象台	<p>め、土砂災害警戒情報を高知県と共同で発表し、必要に応じて助言を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災気象情報を各防災機関に直ちに伝達すると同時に、テレビやラジオ、インターネットを通じて広く住民に周知して、各防災機関の活動や住民の安全確保の行動の判断を支援する。
-----	---

6 各市町村の地域防災計画の作成状況

各市町村の地域防災計画の作成状況を以下に示す。令和3年7月の水防法等の改正への対応等、今後、各市町村の地域防災計画における課題等について整理検討していく。

市町村	作成（修正）年月	特記事項
宿毛市	令和2年3月	令和4年3月頃に修正予定
土佐清水市	令和3年10月	
四万十市	令和3年3月	令和4年3月頃に修正予定
大月町	令和3年6月	
三原村	令和2年3月	令和4年2月頃に修正予定
黒潮町	令和3年3月	令和4年3月頃に修正予定

7 現況の課題

豪雨に強い地域づくりを推進するにあたっての現況の課題を以下のとおり整理した。

(ソフト対策)

	課題
1	(河川の管理レベルの向上) ・水位観測やカメラによる監視を行っていない河川が多く、河川水位等による避難の判断が行えない地域が多くある（気象台の防災気象情報等で判断する必要がある）。 ・雨量観測所が不足している流域があり、今後、増設を検討する必要がある。
2	(水害リスク情報の提供) ・浸水リスク情報の提供が行えていない河川が多く、住民へのリスク情報の周知が不十分な地域が多くある。 ・河川に多量の樹木が流れ込んだ場合を想定した被害リスクを検討する必要がある。
3	(要配慮者利用施設への対応) ・避難確保計画の作成や避難訓練が行えていない要配慮者利用施設が多くある。 ・市町村の地域防災計画に位置づけの必要な要配慮者利用施設について、対象となる施設の所管が多機関にわたる等、施設情報を市町村のみで把握することが難しく、情報を集約する必要がある。
4	(地域の防災力の向上) ・近年、地球温暖化の影響により、豪雨災害が激甚化・頻発化し、全国各地で甚大な被害が発生しているものの、避難指示等の重要な情報が発令されても住民が避難を行わない事象が発生している。 ・防災に関する専門的な知見を有する水防団員の減少が進み、地域の氾濫特性を踏まえた避難行動の支援や水防活動等に支障が生じるおそれがある。 ・地域の高齢化や過疎化の進行により、適切な避難行動を取れない世帯が増加するおそれがある。

(ハード対策)

	課題
1	(治水対策) ・河川改修に予算と時間を必要とすることから、多くの河川では治水安全度はまだ低い状況にある。
2	(維持管理) ・河川や治水関連施設の維持管理を行うための費用は、施設の増加や老朽化のため増大傾向にある。

8 課題への対応・取り組みについて

管内の193河川のうち、効率的、効果的な豪雨に強い地域づくりを進めていくため、水防上重要な河川から優先的に取組を進めて行く。これまでの取組と、今後概ね5年間の対応・取組について以下のとおり整理した。

(ソフト対策)

課題番号	課題	これまでの取組	今後の対応・取組	取組機関
1	河川の管理レベルの向上	・地域の水防上重要な河川の抽出と、河川の現況についての整理を実施した。	・地域の状況を検証し、必要に応じて水防上重要な河川を追加する。 ・河川の現状について、河川形状や氾濫による影響等、地域の状況について整理を追加する。	県 市町村
		・危機管理型水位計を31基導入した。 ・簡易型河川監視カメラを6基導入した。	・水位情報の必要な箇所への水位観測局の設置等の検討を行い、河川の水防上の管理レベルの向上を図る。 ・高水観測に特化した、低コストな危機管理型水位計の導入等により水位観測局整備を推進する。 ・必要に応じて住民避難の基準となる水位を検討していく。	県
			・河川の水防上の重要度や現状に応じた防災対応を検討し、必要に応じて地域防災計画や防災マニュアルの見直しを行う。	市町村
		・洪水警報、注意報の基準値については、平成29年以降、定期的（年1回以上）に基準値の妥当性の確認及び見直しに係る作業を実施している。	・洪水警報、注意報の基準値について、定期的に見直し等を図り、適切な基準値の維持管理を行う。	気象台

課題 番号	課題	これまでの取組	今後の対応・取組	取組 機関
1	河川の管理レベルの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川である松田川において、宿毛市とホットラインの実施要綱を策定した。 ・宿毛市と非常用洪水吐からの流下など坂本ダム緊急情報に関するホットラインを構築した。 ・土佐清水市と非常用洪水吐からの流下など以布利川ダム緊急情報に関するホットラインを構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの実施が有効であると考えられる河川について、順次検討を行う。 	県 市町村
2	水害リスク情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川である松田川について、想定される最大降雨による洪水浸水想定区域の指定を行った。 ・中筋川ダム、横瀬川ダム、坂本ダム、以布利川ダムのダム下流区間について洪水浸水想定図等を公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の河川についても水位周知河川への指定及び洪水浸水想定区域の指定を検討していく。 	県 整備局
		<ul style="list-style-type: none"> ・浸水実績等の記録について調査を実施した。 ・ヤイト川、与市明川について浸水実績図を公表した。 ・ハザードマップの作成及び普及啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害リスク情報の公表が有効な箇所の選定及び水害リスク図の作成を行う。 	市町村 県
		<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを活用した情報発信など伝達手段の多重化を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達手段の多重化の検討を行う。 	市町村
		<ul style="list-style-type: none"> ・渡川水系治水協定、松田川水系治水協定、以布利川水系治水協定を締結した。 		県 整備局
		—	<ul style="list-style-type: none"> ・流木による通水阻害のおそれがある施設の抽出を行う。 	県

課題 番号	課題	これまでの取組	今後の対応・取組	取組 機関
3	要配慮者 利用施設 への対応	・要配慮者利用施設の情報について所管部署と、直近の施設情報を収集した。	・要配慮者利用施設の情報がある有効活用できるよう、県と市町村で共有方法の調整及び施設情報の整理を行う。	県 市町村
		・施設管理者に向けて水防法改正等についての説明会を実施した。	・避難確保計画等の作成についてホームページで情報提供を行う等、作成・訓練の支援を行う。	県
		・避難確保計画のひな型の例示を行った。	・要配慮者利用施設を地域防災計画へ位置づける。 ・要配慮者利用施設の管理者等が行う避難確保計画の作成を支援するとともに、避難訓練の実施について周知・啓発する。	市町村
		・地域包括支援センター窓口にはazardマップを置くなど福祉と防災の連携に向けた取り組みを実施した。	・福祉と防災の連携に向けた取り組みを実施する。	市町村
4	地域の防 災力の向 上	・必要に応じ災害に関する学習会や防災教育や防災訓練を実施している。 ・ワークショップや地域の学習会でマイタイムラインや災害避難カードの作成方法を周知した。 ・防災士の育成や自主防災組織等への講習会を実施した。	・学習会、防災教育、訓練を継続し、内容の充実を図る。 ・防災訓練等の実施状況を、河川ごとに整理し検証する。	県 市町村 整備局 気象台
		・浸水が想定される消防団分団に救助用ボートを整備した。	・水防用資機材の充実を図る。	市町村

(ハード対策)

	課題	これまでの取り組み	今後の取り組み	取組 機関
1	治水対策	・以下の河川で、治水対策を実施している。 (幡多土木事務所) 相ノ沢川(楠島川) 入田江渕川(入田樋門導水路) (宿毛事務所) ヤイト川、与市明川、福良川、 伊与野川、稗田川、弘見川、 才角川 (土佐清水事務所) 以布利川、下ノ加江川	・治水対策を継続していく。	県
2	維持管理	・河川や治水施設の機能を適切に発揮するため、適切な維持管理を実施している。	・限られた予算で効率的な維持管理が行われるよう、計画的な維持管理を実施していく。	県 市町村 整備局

9 フォローアップについて

各構成機関の取組等については、必要に応じて水防計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映させることにより、計画的、継続的に取り組むこととする。

推進会議については毎年開催し、取組の進捗状況や、近年の防災に関する施策、技術等を共有し、管内の防災対策の改善を図る。

幡多土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議 規約

(名称)

第1条 この会議は、「幡多土木事務所管内 豪雨に強い地域づくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 過去の豪雨による災害の教訓や気候変動による更なる水害の激甚化・頻発化を踏まえ、関係者が連携して減災のための目標を共有し、豪雨災害が発生することを前提として備えることにより、豪雨に強い地域づくりを推進することを目的とする。

(推進会議の実施事項)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 現状の豪雨に対するリスク情報や取り組み状況の共有
- 二 豪雨に強い地域づくりを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取り組み方針」の作成
- 三 「地域の取り組み方針」の実施状況のフォローアップ
- 四 流域全体で水害を軽減させる「流域治水」に関する事項
- 五 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(組織)

第4条 推進会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 推進会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、推進会議構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、推進会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について推進会議へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(分科会)

第6条 第3条第四号に掲げる事項について流域毎に分科会を置く。

- 2 分科会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 分科会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 分科会は、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト(案)」の策定と、流域治水プロジェクトの実施状況のフォローアップを行い、結果について推進会議へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、分科会構成員の同意を得て、必要に応じて学識経験者等の参加を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、高知県土木部河川課で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、推進会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、推進会議で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年2月20日から施行する。

本規約は、令和3年4月1日から施行する。

本規約は、令和3年8月2日から施行する。

(別表1)

組 織	推進会議	幹事会
宿毛市	市長	危機管理課長
		長寿政策課長
		土木課長
土佐清水市	市長	危機管理課長
		健康推進課長
		まちづくり対策課長
四万十市	市長	地震防災課長
		高齢者支援課長
		まちづくり課長
大月町	町長	総務課長
		保健介護課長
		建設環境課長
三原村	村長	総務課長
		住民課長
		農林業建設課長
黒潮町	町長	情報防災課長
		健康福祉課長
		(本庁) まちづくり課長
		(佐賀支所) 建設課長
気象庁高知地方气象台	台長	防災管理官
国土交通省四国地方整備局 中村河川国道事務所	所長	計画課長
国土交通省四国地方整備局 渡川ダム統合管理事務所	所長	管理課長
高知県危機管理部 危機管理・防災課	課長	チーフ (防災担当)
高知県幡多土木事務所	所長	河港建設課長
高知県幡多土木事務所 宿毛事務所	所長	河川港湾課長
		施設管理課長
高知県幡多土木事務所 土佐清水事務所	所長	工務課長
高知県土木部防災砂防課	課長	チーフ (計画担当)
高知県土木部河川課	課長	チーフ (計画担当)

(別表 2)

	構成組織		役職
松田川・与市明川流域	宿毛市		市長
	高知県	危機管理・防災課	課長
		農業基盤課	課長
		木材増産推進課	課長
		治山林道課	課長
		河川課	課長
		防災砂防課	課長
		都市計画課	課長
		公園下水道課	課長
		港湾・海岸課	課長
	林野庁四国森林管理局四万十森林管理署		署長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 高知水源林整備事務所		所長	

○ 幡多土木事務所管内の河川の状況

別紙

水系名	河川名	流路延長 (m)	備考
一級河川 渡川	四万十川	46,200.0	四万十川 総延長192,392.5
	一支津蔵淵川	3,775.0	
	二支布ヶ谷川	1,355.0	
	一支竹島川	4,320.0	
	二支鍋島川	2,100.0	
	一支深木川	3,785.0	
	一支中筋川	600.0	中筋川 総延長36,432.0
	二支江淵川	700.0	
	二支山路川	3,020.0	
	三支コカノ川	1,450.0	
	二支井ノ上川	5,300.0	
	二支池田川	1,160.0	
	二支風指川	1,560.0	
	二支森沢川	2,755.0	
	三支ミサヅ川	1,090.0	
	二支相ノ沢川	2,265.0	
	三支楠島川	2,580.0	
	四支サイダ川	1,500.0	
	二支間川	1,235.0	
	二支国見川	1,655.0	
	二支荒川	730.0	
	二支生ノ川川	1,760.0	
	二支江ノ村川	1,920.0	
	二支西谷川	980.0	
	三支牛ヶ谷川	430.0	
	二支久木川	1,470.0	
	二支上土居川	1,550.0	
	三支黒岩川	525.0	
	二支磯ノ川川	3,100.0	
	二支有岡川	1,650.0	
	二支九樹川	1,250.0	
	三支ツルバ川	1,150.0	
二支横瀬川	5,650.0		
一支井沢川	1,100.0		

水系名	河川名	流路延長 (m)	備考
一級河川 渡川	一支 後川	27,185.0	後川 総延長37,385.0
	二支 古津賀川	2,500.0	
	三支 金刀比羅川	1,150.0	
	二支 八宗田川	3,265.0	
	二支 川家川	1,960.0	
	二支 岩田川	13,070.0	
	三支 瀬々川	2,400.0	
	三支 板の川	1,300.0	
	二支 須谷川	500.0	
	二支 田野川	4,855.0	
	三支 小川内川	1,050.0	
	二支 藤川	2,270.0	
	二支 内川	15,555.0	
	三支 橋川	925.0	
	三支 北の川	750.0	
	二支 高知谷川	1,370.0	
	三支 小池谷川	1,520.0	
	二支 大西の川	3,510.0	
	二支 住次郎川	3,215.0	
	三支 蕨谷川	1,380.0	
	二支 片魚川	3,050.0	
	一支 佐田川	1,430.0	
	二支 清水川	325.0	
	一支 三里深木川	1,300.0	
	一支 三里川	485.0	
	一支 上五郎川	550.0	
	一支 手洗川	2,500.0	
	二支 山伏川	1,600.0	
	三支 ゴオノオク川	890.0	
	一支 舟木川	1,820.0	
二支 五反田川	490.0		
二支 坂川	600.0		
一支 諏訪川	1,050.0		
一支 田出川	2,660.0		
一支 ソリダ川	640.0		

水系名	河川名	流路延長 (m)	備考
一級河川 渡川	一支 ハリギ川	300.0	
	一支 栗見谷川	380.0	
	一支 勝間川	9,110.0	
	一支 岡の谷川	160.0	
	一支 上久保川	1,170.0	
	一支 黒尊川	20,250.0	
	二支 黒沢川	1,230.0	
	二支 西谷川	1,300.0	
	一支 北の川川	1,800.0	
	一支 岩間川	2,085.0	
	一支 目黒川	15,837.0	
	二支 津の川川	930.0	
	二支 家地川	8,662.0	
	三支 家の奥川	1,000.0	
	二支 下桁川	2,300.0	
	二支 宮の川川	1,320.0	
	三支 蔭藪川	900.0	
	二支 上足川川	850.0	
	一支 藤の川川	10,545.0	
	二支 二の又川	810.0	
	二支 三の俣川	900.0	
	二支 伊豆の川	600.0	
	一支 川田城川	800.0	
	一支 広見川	5,555.0	
	二支 方の川川	1,500.0	
	三支 一の又川	1,300.0	
	二支 大防川	1,000.0	
	二支 葛川	750.0	
	一支 江川川	6,440.0	
	二支 庭田川	1,000.0	
二支 押谷川	1,200.0		
二支 市野々川	1,500.0		
一支 甲の川川	1,000.0		
一級河川 1 水系計	102 河川	325,274.0	

水系名	河川名	流路延長 (m)	備考
二級河川 伊与木川	伊与木川	17,750.0	
	一支 小馬池川	600.0	
	一支 上藤縄川	700.0	
	一支 伊与喜川	1,600.0	
	一支 市野々川	2,900.0	
	一支 小黒川	3,700.0	
	一支 衣川	2,243.5	
二級河川 伊田川	伊田川	4,950.0	
二級河川 有井川	有井川	5,550.0	
二級河川 蜷川	蜷川	5,850.0	
	一支 為の川	2,600.0	
	一支 矢の川	2,200.0	
二級河川 東分川	東分川	1,000.0	
二級河川 湊川	湊川	5,850.0	
二級河川 加持川	加持川	7,550.0	
	一支 柳の川	1,165.0	
	一支 猿飼川	1,700.0	
	一支 本谷川	2,480.0	
二級河川 蛎瀬川	蛎瀬川	12,850.0	
	一支 しのだ川	1,800.0	
二級河川 田野浦川	田野浦川	700.0	
二級河川 西間川	西間川	1,000.0	
二級河川 渚の川	渚の川	1,200.0	
二級河川11水系計	23 河川	87,938.5	
12 水系 合計	125 河川	413,212.5	

○ 幡多土木事務所管内の砂防指定地の状況

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
渡川	津蔵淵川	四万十市	3,300 ^m	
	布ヶ谷川	〃	2,200	
	山ノ神谷川	〃	540	
	ホドノ谷川	〃	2,000	
	ナルタキ川	〃	1,500	
	松野山川及び松野山川右支川	〃	143	
	深木川	〃	6,900	
	ウシゲ谷川及び支川	〃	230	
	下谷川	〃	170	
	庄屋谷川	〃	170	
	イチ谷川	〃	450	
	山路川	〃	4,200	
	小ヶ野川	〃	3,000	
	風指川	〃	3,000	
	森沢川	〃	7,800	
	浅村川	〃	2,000	
	小サイダ川	〃	740	
	国見川	〃	2,300	
	小支国見川	〃	2,000	
	寺野川	〃	470	
	江ノ村川	〃	4,900	
	磯ノ川	〃	4,300	
	黒岩川	〃	250	
	九樹川	〃	560	
伊藤六川	〃	220		
ツルバ川	〃	1,800		
カラ谷川	〃	810		

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
渡川	横瀬川	〃	9,500	
	後川	〃	15,500	
	古津賀川	〃	3,000	
	岩田川	四万十市	4,800 ^m	
	瀬々谷川	〃	2,200	
	にらが谷川	〃	400	
	石神谷川	〃	90	
	もみじ谷川	〃	150	
	板ノ川	〃	1,400	
	坂川及び同右支川	〃	178	
	イノ谷川	〃	275	
	田ノ川	〃	8,500	
	北川	〃		
	コガウチ川	〃		
	所谷川	〃	520	
	巢谷川	〃	2,500	
	浦田谷川	〃	370	
	麻生谷川	〃	750	
	藤入川	〃	200	
	内川	〃	11,100	
	山才川	〃	510	
	ヒジリザ谷川	〃	105	
	橋川	〃	1,500	
	掃除川	〃	4,800	
	高知谷川	〃	700	
	小池谷川	〃	1,350	
	碗城谷川	〃	390	
	神母谷川	〃	730	
牛打川	〃	500		

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
渡川	西谷川	〃	300	
	春日田谷川	〃	260	
	前ノ川	〃	500	
	入川	〃	600	
	入川川支川	〃		
	臼木谷川	四万十市	600 ^m	
	小西ノ川	〃	2,000	
	カラ谷川及び支川	〃	270	
	大西ノ川	〃	390	
	白皇川	〃	1,400	
	ツヅラ川	〃		
	熊野谷川	〃	120	
	宮ノ下谷川	〃	140	
	片魚川	〃	5,000	
	大ツエ川	〃	620	
	宮ノ谷川	〃	180	
	久礼場川	〃	1,014	
	寺田川	〃	241	
	佐田川	〃	1,500	
	下モ谷川	〃	220	
	倉谷川	〃	700	
	雁谷川	〃	230	
	手洗川	〃	4,800	
	胴ヶ谷川	〃	3,000	
	舟木川	〃	1,000	
	諏訪川	〃	2,000	
	田出ノ川	〃	7,460	
チヨソヶ谷川	〃	158		
葛籠川	〃	1,000		

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
渡川	勝間川	〃	5,800	
	妙犬谷川	〃	121	
	久保川	〃	1,400	
	上久保川	〃	2,000	
	エゲ谷川	〃	1,040	
	かずら谷川	〃	570	
	イモウ谷川	〃	370	
	カラキ川	四万十市	530 ^m	
	押谷川	〃	300	
	かみの谷川	〃	280	
	植松谷川	〃	520	
	クシガ谷川	〃	650	
	三里谷川	〃	112	
	ホキ川	〃	188	
	中屋敷川	〃	322	
	西谷川	〃	3,800	
	ヒジリ川	〃	450	
	中半川	〃	1,500	
	北ノ川	〃	2,100	
	岩間川	〃	2,350	
	坂本谷川	〃	290	
	トイガ谷川	〃	450	
	スゲン谷川	〃	590	
	上足川	〃	2,050	
	宮の谷川	〃	290	
	川田城川	〃	1,600	
江川	〃	5,500		
白皇谷川	〃	307		
枝近谷川	〃	1,100		

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
渡川	奈路谷川	〃	122	
	林ノ前谷川	〃	135	
	鍛冶屋谷川	〃	165	
	相の木川	〃	182	
	宮ノ川谷川	〃	180	
	実崎谷川	〃	170	
	中鴨川	〃	640	
小計	121		201,848	
オモ谷川	オモ谷川	黒潮町	3,000 ^m	
	鈴東谷川	〃	1,300	
小計	2		4,300	
境谷川	境谷川	黒潮町	600	
小計	1		600	
小屋谷川	小屋谷川	黒潮町	720	
小計	1		720	
伊与木川	伊与木川	黒潮町	2,080	
	馬地川	〃	2,000	
	坂折川	〃	227	
	熊井川	〃	950	
	エラ谷川	〃	1,000	
	伊与喜川	〃	3,000	
	市野々川	〃	5,100	
	猿谷川	〃	300	
	竹本谷川	〃	150	
	西谷川	〃	800	
	みやき谷川	〃	216	
	城谷川	〃	1,000	
	大峠川	〃	800	
	中の川	〃	600	

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
伊与木川	衣川	〃	750	
	中ソヽリ川	〃	219	
	ナカウネ川	〃	310	
	口峯谷川	〃	1,000	
	荷稲谷川	〃	355	
	クマノ谷川	〃	370	
	伊与喜谷川	〃	693	
小計	21		21,920	
有井川	有井川	黒潮町	4,100	
	ツルキヽ谷川	〃	109	
小計	2		4,209	
東分川	東分川	黒潮町	1,500 ^m	
小計	1		1,500	
加持川	加持川	黒潮町	1,850	
	柳の川	〃	2,500	
小計	2		4,350	
湊川	湊川	黒潮町	5,600	
小計	1		5,600	
蛎瀬川	蛎瀬川	黒潮町	9,000	
	銅山谷川	〃	300	
	中の谷川	〃	150	
	高知谷川	〃	2,000	
	黒行谷川	〃	1,850	
	しだの川	〃	2,610	
	井の谷川	〃	140	
	野川谷川	〃	590	
小計	8		16,640	

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
蜷川	除ケ谷川	黒潮町	750	
	下谷川	〃	290	
	奥谷川	〃	180	
	堂の谷川	〃	240	
	トビの巣谷川	〃	330	
	下の谷川	〃	217	
	奥谷川	〃	233	
	大地台川	〃	142	
小計	8		2,382	
11水系	168		264,069	

○ 幡多土木事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

区 域 名	市 町 村 名	面 積 (h a)	備 考
岩 崎	四万十市	0.78	
上 小 姓 町	〃	5.88	
羽 生 小 路	〃	0.62	
丸 の 内	〃	12.19	
山 手 通	〃	0.65	
百 笑	〃	3.69	
小 畑	〃	0.87	
上 鍋 島	〃	2.50	
鍋 島	〃	15.80	
下 鍋 島	〃	6.00	
下 田	〃	3.62	
串 江	〃	4.05	
高 知 谷	〃	1.32	
久 保 川	〃	1.22	
名 鹿	〃	0.87	
勝 間	〃	7.50	
間 崎	〃	2.72	
間 崎 (上)	〃	1.48	
本 町	〃	0.50	
弥 生 町	〃	8.68	
上 久 保 川	〃	0.90	
間 崎 本 村	〃	7.04	
本 谷	〃	2.82	
右 山	〃	0.90	

区 域 名	市 町 村 名	面 積 (h a)	備 考
竹 島	四万十市	3.10	
安 並	〃	4.12	
下 木 戸	〃	2.02	
津 蔵 渕	〃	1.70	
高 知 谷 (東)	〃	1.10	
西 谷	〃	3.53	
井 沢	〃	2.44	
田 野 川 乙	〃	1.60	
前 住 寺	〃	4.52	
間	〃	1.97	
久 保 川 (下)	〃	2.52	
板 ノ 川	〃	2.51	
初 崎	〃	1.83	
実 崎	〃	2.87	
山 路	〃	1.65	
森 沢	〃	2.58	
古 津 賀	〃	1.60	
竹 島 土 居	〃	1.50	
大 用	〃	1.00	
本 谷 (下)	〃	4.32	
常 六	〃	3.36	
具 同 馬 越	〃	5.54	
寺 前	〃	1.02	
井 沢	〃	2.69	
奥 山 路	〃	3.13	

区 域 名	市 町 村 名	面 積 (h a)	備 考
池 の 本	四万十市	2.10	
具 同 中 組	〃	3.69	
秋 田	〃	1.05	
上 の 土 居	〃	3.24	
古 津 賀 下 の 森	〃	1.61	
角 崎	〃	3.98	
田 ノ 川 乙	〃	3.02	
神 母 谷	〃	1.07	
牛 打	〃	3.16	
伊 才 原	〃	0.89	
若 藤	〃	2.27	
具 同 中 山	〃	2.06	
下 の 森 (東)	〃	1.99	
三 里	〃	1.71	
間 (東)	〃	0.82	
佐 岡	〃	0.53	
上 の 土 居 (西)	〃	2.44	
和 田 前	〃	1.05	
間 崎 (下)	〃	1.46	
西 灘	〃	4.43	
東 灘	〃	1.89	
鍛 冶 屋	〃	1.73	
奥 奈 路	〃	2.36	
沢 垂	〃	0.34	
イ ル ノ 上	〃	0.80	

区 域 名	市 町 村 名	面 積 (h a)	備 考
間	四万十市	1.25	
板ノ川(西)	〃	0.90	
日比谷	〃	2.90	
双海	〃	0.90	
藤	〃	5.27	
口鴨川	〃	1.50	
江ノ村	〃	3.00	
浅村	〃	0.90	
岩田	〃	1.40	
具同中組(西)	〃	3.60	
三里	〃	3.10	
荒川	〃	4.27	
深木	〃	6.80	
右山元町	〃	1.00	
古田	〃	3.80	
峰ノ森	〃	1.43	
唐木谷	〃	2.63	
岡本	〃	2.21	
土居ノ前	〃	4.01	
影地	〃	3.10	
岡の地	〃	3.20	
古津賀北	〃	1.14	
上の森	〃	1.80	

区 域 名	市 町 村 名	面 積 (h a)	備 考
下 馬 地	黒 潮 町	1.42	
鈴 八 幡 山	〃	0.52	
白 浜	〃	1.12	
中 角	〃	2.27	
熊 井	〃	0.70	
深 瀬	〃	1.72	
白 石	〃	1.45	
藤 縄	〃	2.50	
鈴	〃	1.43	
佐 賀 下 分	〃	2.46	
明 神	〃	0.39	
会 所	〃	2.00	
伊 与 喜	〃	1.07	
川 奥	〃	2.32	
熊 井 (東)	〃	1.45	
熊 井 (西)	〃	1.63	
上 馬 路	〃	1.46	
大 和 田	〃	2.05	
伊 与 喜 (西)	〃	3.70	
川 奥 (上)	〃	2.47	
大 和 田 (東)	〃	0.89	
坂 折	〃	1.97	
蜷 川	〃	1.30	
伊 田	〃	1.42	
田 野 浦 (南)	〃	1.39	

区 域 名	市 町 村 名	面 積 (h a)	備 考
御 坊 畑	黒 潮 町	0.48	
出 口	〃	0.57	
和 田 間	〃	0.79	
田 野 浦	〃	3.00	
伊 田 郷	〃	2.20	
平 見	〃	0.80	
有 井 川	〃	5.00	
加 持 川	〃	2.20	
加 持 川 (上)	〃	3.20	
浮 鞭	〃	1.70	
上 土 居	〃	2.54	
城 の 宮	〃	1.80	
大 井 川	〃	1.20	
大 井 川 (上)	〃	1.46	
南 甲 才	〃	1.90	
保 喜	〃	1.11	
小 川	〃	1.90	
仲 分 川	〃	1.32	
馬 荷	〃	1.26	
大 蔵	〃	1.89	
伊 田 坂 本	〃	1.68	
奈 古	〃	0.88	
竹 沢	〃	1.27	

区 域 名	市 町 村 名	面 積 (h a)	備 考
宮 地 (西)	四万十市	1.50	
宮 地 (東)	〃	1.20	
柿 の 上	〃	2.70	
口 屋 内	〃	0.50	
橋	〃	4.46	
西 土 佐 奈 路	〃	5.51	
西 ケ 方	〃	4.59	
藤 ノ 川	〃	4.03	
深 田	〃	3.60	
宮 ノ 前	〃	4.86	
城 ケ 平	〃	1.45	
泉 の 川	〃	1.88	
六 郎 口	〃	1.84	
大 つ え	〃	1.80	
寺 奈 呂	黒 潮 町	1.20	
中 ズ リ	〃	0.64	
宮 田	四万十市	1.93	
麻 生	〃	0.46	
鶉 ノ 江 上	〃	1.43	
鶉 ノ 江	〃	2.38	
森 ケ 市	〃	1.56	
西 ノ 路	黒 潮 町	2.01	
シ ヨ ウ シ ン	四万十市	1.38	
計 168箇所		400.77	

○ 宿毛事務所管内の河川の状況

水系名	河川名	事務所管内流路延長(m)	備考
一級河川 渡川	1支 中筋川	12,332.0	
	2支 山田川	5,560.0	
	2支 雁ヶ池川	1,400.0	
	〃 ミサイジ川	2,260.0	
	〃 ヤイト川	2,125.0	
	〃 清水川	260.0	
	3支 芳奈川	2,920.0	
	〃 土居の内川	845.0	
	4支 道の川	1,600.0	
	2支 戸内川	1,855.0	
一級河川 計 1水系	10 河川	31,157.0	
二級河川 下ノ加江川	下ノ加江川	16,500.0	
	1支 市野瀬川	2,415.5	
	1支 長谷川	9,550.0	
	2支 宮ノ川	5,450.0	
	3支 柚ノ木川	3,100.0	
	4支 ツヅラ谷川	600.0	
	3支 カンキシ川	1,700.0	
	4支 キョク田川	1,148.0	
	2支 立花谷川	680.0	
	〃 江ノ谷川	1,547.5	
	〃 キワダ川	780.0	
	1支 土居谷川	600.0	
	〃 皆尾川	970.0	
	〃 亀ノ川	2,640.5	
	2支 佐古ノ川	1,208.0	
〃 城ヶ谷川	1,550.0		
小計	16 河川	50,439.5	

水系名	河川名	事務所管内流路延長(m)	備考
二級河川 貝ノ川川	貝ノ川川	4,520.0	
	1支 家ノ谷川	1,220.0	
小計	2河川	5,740.0	
二級河川 小才角川	小才角川	10,050.0	
二級河川 才角川	才角川	7,500.0	
二級河川 大浦川	大浦川	1,100.0	
二級河川 周防形川	周防形川	3,800.0	
	1支 姫ノ井川	2,500.0	
小計	2河川	6,300.0	
二級河川 頭集川	頭集川	6,300.0	
二級河川 平山川	平山川	2,000.0	
二級河川 福良川	福良川	10,300.0	
	1支 弘見川	6,800.0	
	2支 亀尾川	2,050.0	
	〃 本田川	2,200.0	
	3支 ヤナセ川	500.0	
小計	5河川	21,850.0	
二級河川 伊与野川	伊与野川	14,950.0	
	1支 山口川	1,000.0	
小計	2河川	15,950.0	
二級河川 松田川	松田川	36,300.0	
	1支 稗田川	2,600.0	
	1支 篠川	12,225.5	
	2支 河原谷川	1,173.5	
	〃 増田川	575.0	
小計	5河川	52,874.0	
二級河川 与市明川	与市明川	2,900.0	
二級河川 計 12水系	38河川	183,003.5	
合計 13水系	48河川	214,160.5	

○ 宿毛事務所管内の砂防指定地の状況

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
渡川	中筋川	宿毛市	2.000km	
〃	山田川	〃	8.590km	
〃	琴平山川	〃	0.297km	
〃	雁ヶ池川	〃	0.820km	
〃	まての川	〃	2.300km	
〃	土居の内川	〃	2.300km	
〃	中ノ川川	〃	1.800km	
〃	ミサイヂ川	〃	3.000km	
〃	ヤイト川	〃	4.500km	
〃	芳奈川 及び同左右支川	〃	4.630km	
〃	駄馬川	〃	3.400km	
〃	いのり川	〃	0.500km	
〃	寺山川	〃	1.000km	
〃	サシデ川	〃	0.371km	
〃	六谷川及び支川	〃	2.949km	
〃	戸内川	〃	2.000km	
〃	小川川	〃	1.000km	
〃	西谷川	〃	3.200km	
〃	平田川	〃	7.300km	
〃	茶屋堂川及び支川	〃	2.300km	
〃	イゲン谷川	〃	1.000km	
〃	久札川及び支川	〃	6.900km	
〃	南久札ノ川	〃	1.800km	
〃	道ノ川川同支川	〃	0.600km	
〃	障子奥川	〃	0.146km	
〃	中山川	〃	0.200km	
〃	おそごえ川	三原村	4.400km	
〃	日ノ入川	宿毛市	0.310km	
〃	土居の内川	〃	0.320km	
〃	焼野ヶ谷川 及び右支川	三原村	0.206km	
福良川	宮ノ谷川	〃	0.500km	
〃	焼川	〃	4.700km	
〃	葛籠川	〃	8.200km	
〃	市中原川	〃	0.303km	
〃	ボウズ谷川	〃	0.180km	
〃	福良川	〃	7.500km	
〃	馬路川	大月町	2.200km	
〃	浦宗川	〃	0.370km	
〃	カジヤシキ川	宿毛市	0.142km	
〃	櫛引山川	〃	0.300km	
〃	福良川	〃	7.500km	

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
下ノ加江川	大橋谷川及び支川	三原村	0.990km	
〃	倉内川及び支川	〃	3.800km	
〃	鍵山川	〃	10.000km	
〃	土屋谷川	〃	1.300km	
〃	長谷川	〃	1.800km	
〃	宮の川	〃	1.340km	
〃	桜ヶ谷川及び支川	〃	0.240km	
〃	神ノ山谷川	〃	0.500km	
〃	竹ヶ谷川	〃	0.440km	
〃	口大谷川	〃	0.500km	
〃	竹ノハナ谷川	〃	0.310km	
〃	ツヅラ谷川	〃	0.840km	
〃	ツヅラ谷川支川	〃	0.300km	
〃	カンキシ谷川	〃	0.900km	
〃	ギョクダ谷川	〃	0.950km	
〃	サル川川	〃	0.185km	
〃	タイノ谷川	〃	0.324km	
〃	松ヶ谷川	〃	0.850km	
〃	マキノ川	〃	0.416km	
〃	二ヶ谷川	〃	0.500km	
〃	文が谷川	〃	0.300km	
〃	江越山谷川	〃	0.500km	
〃	長山谷川	〃	0.193km	
〃	長山谷川	〃	0.130km	
〃	巻ノ川川	〃	1.800km	
〃	江ノ谷川	〃	2.000km	
〃	宗ヶ谷川	〃	0.668km	
〃	寺ヶ谷川	〃	0.530km	
〃	コトク谷川	〃	1.200km	
〃	学法寺谷川	〃	1.560km	
〃	皆尾川	〃	1.000km	
〃	ハサコ谷川	〃	0.142km	
〃	広野川	〃	1.700km	
〃	カゲヒラ谷川	〃	0.250km	
〃	佐古野川	〃	2.500km	
〃	別当谷川	〃	0.345km	
〃	ヨリアイダバ谷川 及び支川	〃	0.170km	
〃	次郎谷川	〃	0.500km	
〃	松尾谷川	〃	0.130km	
〃	カンマキ谷川	〃	0.090km	
〃	ヒノウラ川	〃	0.200km	
〃	岡ノ前谷川	〃	0.342km	

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
下ノ加江川	バシヨ谷川	三原村	0.177km	
〃	下モ谷川	〃	0.196km	
〃	モチ田谷川	〃	0.405km	
〃	寺ヶ谷川	〃	0.330km	
〃	ツバヤ谷川	〃	0.550km	
〃	ツルイ谷川	〃	0.130km	
〃	宮奈呂川	〃	0.127km	
松田川	松田川	宿毛市	10.400km	
〃	小松原川	〃	11.810km	
〃	西谷川	〃	0.405km	
〃	中市川	〃	0.450km	
〃	荒瀬川及び支川	〃	1.520km	
〃	正和川	〃	0.480km	
〃	からこ谷川	〃	1.000km	
〃	篠川	〃	10.900km	
〃	河原谷川	〃	3.400km	
〃	櫛谷川	〃	0.310km	
〃	広岡谷川	〃	3.500km	
〃	上荒瀬川	〃	2.200km	
〃	矢の川	〃	1.800km	
〃	京保川	〃	6.000km	
〃	手洗川	〃	0.280km	
〃	宮の川	〃	1.500km	
〃	中ノ谷川	〃	0.280km	
〃	坂本谷川	〃	0.750km	
〃	仲の川川	〃	1.000km	
〃	鶴掛川	〃	0.400km	
〃	みくら谷川	〃	0.330km	
〃	イシゴ谷川	〃	0.200km	
〃	柵谷川	〃	0.230km	
伊与野川	伊与野川	〃	8.900km	
〃	伊与津川	〃	1.400km	
〃	都賀の川	〃	4.000km	
〃	岩水柳谷川	〃	0.155km	
〃	伊与野川	三原村	3.000km	
〃	姥ヶ谷川	〃	0.428km	
〃	百合谷川	〃	0.300km	
〃	ホンナン谷川	〃	0.235km	
泊浦川	泊浦川及び支川	大月町	2.500km	
〃	長沢川	〃	1.400km	
〃	登川	〃	0.510km	

水系名	溪流名	市町村名	指定地区域延長	備考
母島川	母島川	宿毛市	0.800km	
〃	妹背川	〃	0.694km	
〃	梅ノ木川	〃	1.000km	
久保浦川	久保浦川	〃	0.300km	
頭集川	頭集川	大月町	7.000km	
〃	音無川	〃	1.124km	
〃	曾地川	〃	0.850km	
大深浦川	大深浦川	宿毛市	1.680km	
小深浦川	小深浦川	〃	2.400km	
与市明川	与市明川	〃	1.000km	
〃	錦川	〃	2.800km	
〃	錦西ヶ谷川	〃	0.516km	
志沢尾川	志沢尾川及び支川	〃	1.951km	
宇須々木川	宇須々木川	〃	1.840km	
小浦川	小浦川	〃	1.560km	
藻津川	藻津川	〃	2.000km	
谷尻川	谷尻川	〃	0.652km	
弘瀬川	弘瀬川	〃	0.390km	
貝ノ川川	谷ノ奥川	大月町	0.740km	
〃	春遠川	〃	1.400km	
小才角川	小才角川	〃	4.300km	
尾浦川	尾浦川	〃	0.900km	
西泊川	西泊川	〃	0.444km	
櫛ノ浦川	櫛ノ浦川	〃	1.160km	
周防形川	周防形川及び支川	〃	4.100km	
〃	音無川	〃	0.040km	
周防形川	モンロクノ谷川 及び左支川	〃	0.518km	
平山川	平山川	〃	1.500km	
安満地川	安満地川及び支川	〃	1.700km	
橘浦川	橘浦川及び支川	〃	1.700km	
〃	橘浦川	〃	1.400km	
古泊川	古泊川	〃	0.450km	
本村川	本村川及び支川	〃	0.340km	
才角川	真福寺谷川	〃	0.100km	
〃	奥谷川	〃	0.260km	
〃	草木谷川及び支川	〃	0.220km	
〃	カラ谷川	〃	0.212km	
〃	クルギ谷川	〃	0.678km	
大馬目木谷川	大馬目木谷川	宿毛市	0.140km	
鶴井ヶ谷川	鶴井ヶ谷川	〃	0.117km	
小樺川	小樺川	〃	0.750km	
計	165		276.938km	

○ 宿毛事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

区 域 名	市 町 村 名	指定区域面積 (ha)	備 考
小浦	宿 毛 市	2.89	
大島	〃	6.58	
桜町	〃	7.63	
城山	〃	2.28	
小島	〃	1.75	
七日島	〃	1.61	
寺尾	〃	4.70	
手代岡	〃	0.40	
母島	〃	10.00	
平田	〃	2.78	
片島(東)	〃	1.30	
片島(西)	〃	0.50	
山北	〃	6.00	
伊与野	〃	0.60	
師高瀬	〃	2.00	
大海	〃	2.00	
山口(西)	〃	2.00	
伊与野(北)	〃	2.10	
二の宮	〃	3.06	
手代岡(西)	〃	1.00	
栄喜	〃	2.80	
山口(東)	〃	1.20	
大海(南)	〃	1.50	
伊与津	〃	1.32	
湊	〃	1.50	
桜町(東)	〃	1.20	
片島(中)	〃	1.80	
小筑紫	〃	1.50	
檜谷	〃	2.20	
北上荒瀬	〃	1.60	
坂本	〃	1.50	
片島(南)	〃	1.90	
内外ノ浦	〃	5.71	
野地	〃	1.90	
和田(西)	〃	1.40	
天与	〃	0.70	
西谷	〃	1.80	
池島(東)	〃	1.70	
鶴来島	〃	2.10	
和田(東)	〃	0.40	
湊(東)	〃	0.60	
貝塚	〃	3.61	
片島(西北)	〃	0.37	
外ノ浦	〃	2.18	
中坂本	〃	1.26	
坂ノ下	〃	1.01	

区 域 名	市 町 村 名	指定区域面積 (ha)	備 考
中山	宿 毛 市	1.36	
浦田	〃	3.23	
坂ノ下(中)	〃	1.97	
田ノ浦	〃	0.57	
平井	〃	1.57	
小才角	大 月 町	0.93	
檜ノ浦	〃	10.88	
網代山	〃	5.21	
周防形(東)	〃	8.70	
周防形(西)	〃	8.41	
橘浦(東)	〃	5.20	
橘浦(西)	〃	2.60	
安満地	〃	4.60	
泊浦(西)	〃	0.77	
泊浦(東)	〃	1.77	
柏島	〃	0.62	
小才角(東)	〃	0.60	
西泊	〃	0.84	
大浦	〃	1.31	
大浦(南)	〃	0.80	
道ノ下	〃	1.59	
大浦(西)	〃	1.25	
西泊(東)	〃	1.69	
亀の川	三 原 村	0.62	
宗賀	〃	0.70	
来栖野	〃	1.50	
皆尾	〃	4.20	
狼内	〃	1.60	
皆尾(東)	〃	0.77	
成山	〃	1.25	
下長谷	〃	2.80	
中山	〃	2.60	
タチバナ山	〃	1.90	
上ミサコ山	〃	2.20	
下長谷(上)	〃	1.36	
下切	〃	2.63	
天皇山	〃	3.69	
ウズシリ山	〃	1.61	
タチバナ山(西)	〃	3.60	
イズカ谷山	〃	2.05	
皆尾(西)	〃	1.15	
影平山	〃	2.14	
上長谷	〃	0.56	
マツオ谷山	〃	2.79	
合 計	90箇所	212.47ha	

○ 土佐清水事務所管内の河川の状況

水系名	河川名	管内流路延長 (m)	備考
立石川	立石川	3,750.0	
布川	布川	6,850.0	
	高手川	3,050.0	
下ノ加江川	下ノ加江川	9,100.0	
	市野瀬川	7,334.5	
	市野々川	1,723.0	
鍵掛川	鍵掛川	4,000.0	
久百々川	久百々川	4,457.5	
大岐川	大岐川	2,600.0	
以布利川	以布利川	2,500.0	
浦尻川	浦尻川	1,500.0	
加久見川	加久見川	7,650.0	
益野川	益野川	10,450.0	
	ウシヂ川	3,544.5	
	田ノ内川	1,318.0	
三崎川	三崎川	7,500.0	
	西ノ川	3,610.0	
宗呂川	宗呂川	17,650.0	
	木ノ辻川	3,091.0	
貝ノ川川	貝ノ川川	11,780.0	
計 13 水系	20 河川	113,458.5	

○ 土佐清水事務所管内の砂防指定地の状況

水系名	溪流名	指定地区延長 (km)	備考
立石川	立石川	3.500	2級河川
	東平山谷川	0.082	(土) 法定外河川
ドウノオク川	ドウノオク川	0.240	(土) 法定外河川
布川	布川	2.800	(土) 2級河川
	高手川	4.500	(土) "
	谷頭谷川	0.150	(土) 法定外河川
	カンスケ川	0.220	"
	高手谷川	0.090	(土) "
下ノ加江川	野々木谷川	0.135	(土) "
	下ノ加江川	5.700	2級河川
	清水谷川及び支川	1.500	(土) 法定外河川
	支所西谷川	0.189	(土) "
	市野瀬川	6.500	2級河川
	市野々川	4.500	"
	幸増川	1.400	法定外河川
	馬谷川	2.000	"
	新茶谷川	0.500	"
	摺木谷川	0.653	(土) "
	谷田川	0.523	(土) "
	正中谷川	0.305	(土) "
鍵掛川	鍵掛川	7.100	2級河川
	弥次郎川	0.100	法定外河川
常ヶ谷川	常ヶ谷川	0.300	(土) "
久百々川	久百々川	7.500	2級河川
以布利川	下ノ谷川	0.700	(土) 法定外河川
窪津川	窪津川	1.900	"
	清水谷川	1.152	(土) "
	菜畠谷川	0.800	(土) "
戸田川	戸田川	1.100	(土) "
	西川	0.130	"
千崎川	千崎川	0.500	(土) "
天神川	天神川	0.600	(土) "

水系名	溪流名	指定地区延長 (km)	備考
三千谷川	三千谷川	0.280	法定外河川
大浜川	大浜川	1.000	(土) "
	奥の川	0.500	(土) "
東谷川	東谷川及び支川	0.350	"
音無川	音無川	1.400	(土) "
	谷前川	1.000	(土) "
	雉子谷川	0.500	"
小碓川	小碓川	0.600	"
旭川	旭川	1.700	"
加久見川	加久見川	8.200	2級河川
	オロノカ谷川	0.547	(土) 法定外河川
	オノ谷川	0.370	"
養老川	養老川及び支川	0.800	(土) "
益野川	益野川	7.400	(土) 2級河川
三崎川	三崎川	6.687	"
	西ノ川	6.140	"
遠奈路川	遠奈路川	2.000	法定外河川
	遠奈路川左支川	0.251	"
宗呂川	宗呂川	7.800	2級河川
	奥ノ谷川	0.600	(土) 法定外河川
	木ノ辻川	3.665	2級河川
	円ノ奥川	2.281	法定外河川
	カブラ谷川	1.023	(土) "
	イノ谷川	0.224	(土) "
	神サコ谷川	0.120	"
	宇都野川	2.366	"
	岩井谷川	5.336	"
	有永川	2.000	"
	藤原谷川	0.350	(土) "
	恵比須谷川	0.356	(土) "
	樋ノ口川	0.138	(土) "
	谷ノ前川	0.130	"
クボノ谷古川	1.180	(土) "	
小谷川	小谷川	0.360	"

水系名	溪流名	指定地区延長 (km)	備考
片粕川	片粕川	4.275	法定外河川
	垣の内谷川	0.250	(土) "
歯朶ノ浦川	歯朶ノ浦川	3.930	"
貝ノ川川	貝ノ川川	3.327	2級河川
	藤ノ川川	0.247	(土) 法定外河川
	宗善寺谷川	0.166	(土) "
白皇川	白皇川	0.600	(土) "
大津川	大津川	0.900	(土) "
	小谷川	0.270	(土) "
	白水栗谷川	0.980	"
浦尻川	浦尻川	0.250	(土) 2級河川
女川	女川	0.840	(土) 法定外河川
爪白川	爪白川	0.350	(土) "
	南大平山谷川	0.165	(土) "
和田川	和田川	0.290	(土) "
	宮ヶ谷川	0.267	"
柳谷川	柳谷川	0.210	(土) "
ミヤコ川	ミヤコ谷川	0.436	(土) "
西の谷川	西の谷川	1.590	"
戎谷川	戎谷川	0.200	(土) "
イタチ川	イタチ川	0.153	(土) "
カンチ川	カンチ川	0.351	(土) "
西牧山谷川	西牧山谷川	0.160	"
浜谷川	浜谷川	0.600	"
計42水系	90溪流	145.830	土石流危険溪流全体数 (191)箇所

○ 土佐清水事務所管内の急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

区 域 名	指 定 地 域	指定面積 (h a)	備 考
戎 町	戎 町	7.46	
窪 津 (北)	窪 津	2.23	
窪 津 (南)	窪 津	5.55	
布 東 谷 (西)	布	1.10	
布 東 谷 (東)	布	2.30	
大 津 (東)	大 津	1.70	
大 津 (西)	大 津	2.06	
立 石 (西)	立 石	3.12	
立 石 (東)	立 石	7.61	
足 摺	足 摺 岬	0.91	
下 川 口	下 川 口	2.82	
大 津 (南)	大 津	1.60	
貝 の 川 浦	貝 の 川	3.80	
加 久 見	加 久 見	3.10	
大 浜 (西)	大 浜	2.10	
布 高 手	布	2.20	
市 野 々	市 野 々	2.30	
松 崎	下 益 野	0.88	
元 町	元 町	0.29	
下 浦	下ノ加江	3.11	
浦 尻	浦 尻	1.37	
以 布 利	以 布 利	0.45	
下 川 口 郷	下 川 口	1.03	
久 百 々	久 百 々	0.70	
船 場	下ノ加江	2.10	
大 浜 (東)	大 浜	0.75	
下 益 野 (北)	下 益 野	3.30	
市 野 々 (北)	下ノ加江	1.16	
養 老 (西)	養 老	1.42	

区 域 名	指 定 地 域	指定面積 (h a)	備 考
布 浦 (南)	布	0.98	
加 久 見 (西)	加 久 見	1.82	
以 布 利 和 須 谷	以 布 利	0.59	
大 浜 (中)	大 浜	1.45	
下 川 口 郷 (北)	下 川 口	3.23	
中 の 浜 (西)	中 浜	0.85	
加 久 見 山	加 久 見	1.35	
貝 の 川 (西)	貝 の 川	4.00	
足 摺 岬 (西)	足 摺 岬	0.76	
足 摺 岬 (南)	足 摺 岬	0.51	
下 益 野 (西)	下 益 野	4.34	
布 郷	布	1.92	
小 方	下ノ加江	3.12	
以 布 利 (北)	以 布 利	0.59	
中 の 浜 (中)	中 浜	1.79	
以 布 利 (中)	以 布 利	0.23	
中 の 浜 (東)	中 浜	0.61	
下 川 口 郷 (西)	下 川 口	0.53	
広 畑 (西)	加 久 見	0.18	
貝ノ川 (東)	貝ノ川	0.13	
船 場 (南)	下ノ加江	0.11	
三 崎	三 崎	0.98	
片 粕	片 粕	0.93	
市 場 町	市 場 町	0.45	
広 畑 (東)	広 畑	1.70	
汐 見 町	汐 見 町	1.03	
下 川 口 浦	下 川 口	1.21	
下 浦 (南)	下ノ加江	3.12	
足 摺 (東)	足 摺 岬	2.31	
浜 益 野	浜 益 野	1.08	
上 野 (東)	上 野	1.33	

区 域 名	指 定 地 域	指定面積 (h a)	備 考
緑ヶ丘	緑ヶ丘	1.36	
元町北	元町北	1.26	
小江町	小江	1.67	
以布利西	以布利	1.56	
爪白	爪白	0.74	
幸町	幸町	0.61	
長野下(2)	下ノ加江	1.42	
中浜	中浜	0.96	
計 68		121.33	危険箇所数 (133)箇所